

福島第一原子力発電所の使用済燃料貯蔵槽に関する項目の
緊急時対策支援システム（ERSS）への伝送方針について

1. はじめに

令和元年9月に原子力規制庁長官官房緊急事態対策監殿より発出された「緊急時対策支援システムへの伝送項目の追加について（依頼）」（原規総発第1909255号）（以下、「依頼文」という。）において、福島第一原子力発電所については、使用済燃料貯蔵槽に関する項目について、可能な範囲で早期に伝送開始することが求められている。

各号機（共用プールを含む。以下、同じ。）の原子力安全リスクを踏まえたうえで、ERSS 伝送方針を説明する。

2. 各号機の伝送方針

(1) 共用プール

福島第一原子力発電所各号機の使用済燃料貯蔵槽に保管されている使用済燃料は順次共用プールに搬出予定であり、共用プールには当面の間、使用済燃料が保管される予定である。このため、共用プールの水抜け時のスカイシャインの影響等のリスクの大きさも今後変わりうること、また、使用済燃料保管の期間も長期化することから、共用プールについてはEAL判断に必要な水位の傾向が監視可能な信号をERSSに伝送することとしたい。

水位計設置の工事が他サイトでも輻輳することから、伝送開始時期は2023年度中を目途とする。このため、共用プールが ERSS で表示できるよう画面の準備をお願いしたい。

(2) 1, 2, 3, 5, 6 号機

1, 2, 3, 5, 6 号機の使用済燃料貯蔵槽は大規模な漏えいが発生した場合においても、使用済燃料の健全性や敷地境界における放射線量によるリスクは限定的であることから、ERSS への伝送は不要と考えており、データを整理した上で改めてご説明を差し上げたい。

(3) 4 号機

4 号機は使用済燃料貯蔵槽に燃料が存在しないことから、ERSS への伝送を行わない。

以上